別表第二　開設計画の認定の要件

一　開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。

二　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。

三　関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。

四　特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。

五　特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して五年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していること。

六　法令遵守のための対策、平成十六年総務省告示第六百九十五号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための対策及び電気通信事業の利用者の利益の保護（電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他の電気通信役務の内容を利用者に明確に伝えることを含む。）のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。

七　既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る協議の実施又は特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠を有していること。

八　指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。

九　申請者が既存事業者である場合にあっては、認定日から起算して五年以内に、指定済周波数を使用する基地局（屋内等に設置するものを除く。）であって当該基地局の無線設備の信号の伝送速度が申請者が開設しようとする高度ＢＷＡ基地局の無線設備の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるものの運用を開始する計画及びその根拠を有していること。

十　申請者が次に掲げる要件（申請者が法人又は団体でない場合は、2から4まで、7及び8に掲げる要件を除く。）を満たしていること。

1　携帯電話事業者ではないこと。

2　申請者の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等（申請者を除く。）が、既存事業者及び携帯電話事業者ではないこと。

3　携帯電話事業者の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等（申請者を除く。）が保有する申請者の議決権の合計が三分の一未満であること。

4　既存事業者（申請者を除く。）の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等（申請者を除く。）が保有する申請者の議決権の合計が三分の一未満であること。

5　本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

6　本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。

7　申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

8　申請者の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等（申請者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。

別表第三　開設計画の認定の審査事項

一　認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において全国の特定基地局の人口カバー率（メッシュ（特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、人口で除した値をいう。）を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

二　次に掲げる事項への適合の度合いがより高いこと。

1　認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において高度ＢＷＡ基地局の人口カバー率（メッシュ（高度ＢＷＡ基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、人口で除した値をいう。）を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

2　特定基地局（屋内等に設置するもの及び屋内においてその通信の相手方である陸上移動局との間の通信を可能とするものに限る。）の開設に関する具体的な計画及び特定基地局の無線設備の信号の伝送速度の向上に資する技術の導入その他電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する具体的な計画がより充実していること。

3　特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること。

㈠　停電対策

㈡　伝送路設備の損壊対策

㈢　地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮した津波、冠水その他の自然災害の対策

4　多数の者（携帯電話事業者を除く。）に対する、電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。

5　申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数に係る電気通信役務の契約数が大きいこと。

6　認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において次に掲げる値により定める人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

㈠　メッシュ（指定済周波数を使用する基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、人口で除した値

㈡　メッシュ（別表第二の九に定める基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、人口で除した値

7　指定済周波数を使用する基地局（屋内等に設置するもの及び屋内においてその通信の相手方である陸上移動局との間の通信を可能とするものに限る。）の開設に関する具体的な計画及び基地局（指定済周波数を使用するものに限る。）の無線設備の信号の伝送速度の向上に資する技術の導入その他指定済周波数における電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する具体的な計画がより充実していること。